平成30年8月16日(木) 大分合同新聞(朝刊)

から限度額いっぱいまで われるままに消費者金融 が入る」と勧誘され、

安易に信用しないでくだ かる投資」はありません。 えています。「必ずもう する消費者トラブルが増 若者の間で、投資に関

が、「必ずもうかるから 質の投資に手を出した。 セミナーに通い、仮想通 と先輩に勧められた投資 【事例】大学生の息子

> を払った。しかし、友 絡が取れない相手にお金 借り入れ、会員制交流サ イト (SNS) でしか連 人を紹介すると紹介料 先から契約書や領収書は 法を教えてほしい。 受領していないが、ホー 解約したいと言う。投資 の規定がある。解約の方 約には、クーリングオフ ムページに載っている担

ーやSNSなどを通じて 「必ずもうかる」と投資 【アドバイス】 セミナ

ことなのか」と思告され、 から「借金までしてする

> です。借金だけが残る可 取り戻すことは大変困難 り連絡が取れなかったり めても、業者が破綻した すると、支払ったお金を 受けた場合は、金融商品 能性もあります。 けている業者か確認しま 取引法に基づく登録を受 あります。投資の勧誘を ブルとなるケースが多く 話を持ち掛けられ、トラ しょう。解約・返金を求

必ずもうかる」はない

を聞く必要があるので、 ださい。トラブルの詳細 費生活センター・消費生 いします。 契約者からの連絡をお願 最寄りの市町村や県の消 店相談窓口 に相談してく 困ったことがあれば、

534.0000 ザーアイネスの097・ 生活・男女共同参画プラ と、最寄りの相談窓口を 188へ電話をかける ご案内します。 (県消費 消費者ホットラインの

